

高第1242号

令和3年2月18日

高齢者関係事業所 施設管理者 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症により取り残された要介護者への支援事業
の実施について

本県の福祉行政の推進につきましては、格別のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、在宅で生活する要介護者の家族が新型コロナウイルス感染症で入院した場合、残された要介護者への支援が必要となりますが、要介護者は濃厚接触者となる可能性が高いことから、介護サービス提供事業所においては、サービスの提供に当たり、肉体的、精神的な負担が増加すると考えられます。

そこでこの度、残された要介護者へのサービス提供をより充実させるために、介護保険サービスを提供する事業所（松江市を含む）に協力金を交付することとしました。

つきましては、本事業を効果的に活用頂き、取り残された要介護者の生活支援がより一層充実するよう、引き続きご協力頂きますようよろしくお願い致します。

(※要綱等は下記 HP に掲載しております。)

■県ホームページの掲載場所

トップ⇒医療・福祉⇒福祉⇒高齢者福祉⇒介護保険【事業者向け】

⇒【新型コロナウイルスに関する情報】

⇒新型コロナウイルス感染症に関する情報は[こちら](#)です。

⇒「県が発出した通知や事業所の皆様にお問い合わせたいことを掲載しています。」

【問い合わせ先】

島根県高齢者福祉課

介護保険・介護人材スタッフ 伊藤

電話：0852-22-5717

Email：ito-kyoko@pref.shimane.lg.jp